

川崎市交通局規程第29号

川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程（平成8年交通局規程第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。